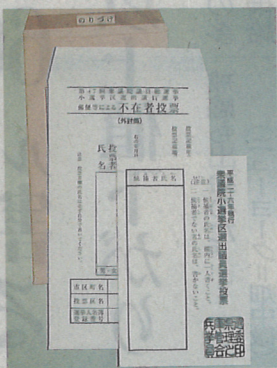


郵便投票制度

身体障害者手帳や戦傷病者手帳で足や心臓、呼吸器などに重い障害が認められている人と、介護保険の「要介護5」と認定された人を対象に郵送での不在者投票を認める制度。利用者は事前に各市区町村の選挙管理委員会に資格証明書の交付を申し込む。証明書を添えて選管に請求すれば、投票用紙が自宅に届き、郵送で投票できる。総務省選挙課によると、2012年の前回衆院選では全国で約2万6千人が利用した。

郵便投票制度に使える投票用紙や封筒



ベッドの上 投票したいのに

郵便投票「要介護5」の壁



自宅のベッドで新聞を読む佐野澄江さん＝兵庫県西宮市

認定「4」外出できず棄権
 自力で外出できないのに、郵送による投票を認めた郵便投票制度「4」を利用できない人たちがいる。介護保険の適用を受けている場合は、状態が最も重い「要介護5」の人に対象が限られているためだ。制度のはざままで1票を投じられない。

「この先、日本がどうなるんやろうと思うけど、私は何もできません」
 衆院選公示後の4日、兵庫県西宮市の佐野澄江さん（98）は自宅のベッドで声を絞り出した。
 ふだんは食事も排泄もベッドの上です。週に1度、入浴のためデイサービスに通うのが唯一の外出。福祉施設の職員2人に車いすを

持ち上げてもらわないと、自宅前の階段を越えられない。同居する長女（65）1人では、どうにもならない。それでも、食べ物やスプーンで口に運ぶのは自分でできる。歯磨きもできる。認定は「要介護4」だ。新聞を毎日読み、体の調子のいい日は手紙も書く。寝たきり生活になって2年。この間、2度の国政選挙を棄権し、今回が3度目になる。

過去に不正「拡大難しい」

「私の意見を1票で述べられたらと思うけど、この体では無理なんです」
 厚生労働省によると、要介護度の認定基準は「自力で外出できるかどうか」ではなく、「どれくらい介護の時間がかかるか」だ。手間に応じて、軽い方から要

支援1、2、要介護1〜5の7段階にわかれる。全国ホームヘルパー協議会（事務局・東京）の高橋三千代会長（52）は「要介護度が3、4の方でも、実際には外出できない人は多い」と指摘する。いつも自宅のテレビで国会中継を見ているのに、投票に行けない高齢者もいるという。

どの不正が相次ぎ、52年に廃止された。
 74年に重い障害がある人に限定して復活。2003年には議員立法で公職選挙法が改正され、「要介護5」の人まで対象が広がった。

同省選挙課の担当者は「過去に不正があり、安易に対象を拡大できない」と話す。要介護度のほかに「投票所に行けるか」の判断材料となる指標がないという表情もあるという。

佐野さんを介護する長女は、こんな疑問を投げる。「投票できないのに『有権者』と言えますか？」
 （筒井龍平）